

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十三年九月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十二号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例の施行

期日を定める規則

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（平成二十三年広島県条例第三十号）附則において、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとされた改正規定のうち、第二条の表の第二十四号の二(3)及び(7)の改正規定（「重度訪問介護」の下に「、同行援護」を加える部分に限る。）の施行期日は、平成二十三年十月一日とし、その他の改正規定の施行期日は、平成二十四年四月一日とする。